

杉並区（区民生活部管理課犯罪被害者支援担当）の取組

杉並区では、平成18年4月1日から「杉並区犯罪被害者等支援条例」が施行され、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族の被害等を軽減し、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう支援を行っている。

■犯罪被害者総合支援窓口

【受付日時】 休日を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

【場 所】 区役所西棟7階

【専用直通電話】 03-5307-0620

【お問合せ先】

・区民生活部管理課犯罪被害者支援担当 [TEL：03-3312-2111（代表）]

主な支援策・・・

相談・情報提供・付添



総合支援窓口において、専門の相談員が面接又は電話による相談に応じるほか、情報提供や各種手続等のお手伝いなどを行います。また、場合によっては、警察署、検察庁、裁判所、病院等への付添いなどの支援も行います。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

犯罪被害者総合支援窓口

専用電話 03(5307)0620 直通
受付時間 月曜～金曜日（休日を除く）
午前8時30分～午後5時
場 所 杉並区役所西棟7階

一時利用住宅の提供

犯罪などにより、従前の住居に住むことが困難になった場合に、一時的に住むための住居を提供します。

<資 格>
区内に住所があり、警察署への被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できるほか、次のいずれかに該当する被害者等
・再被害の可能性があり、緊急に転居が必要である
・従前の住居が犯行現場となり住み続けられない
・犯罪に起因して従前の住居に居住することが困難である

日常生活への支援



<利用料>
・短期間緊急の入居が必要な場合、一週間は無料（ただし、光熱水費等は自己負担）
・一年間を限度に中期的に入居の場合は、当該施設の利用料、保証金、光熱水費等

<支援内容>
・家事支援：調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買物、通院等の介助等
・育児支援：食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎等

<資 格>
区内に住所を有し、警察署への被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できるほか、次のいずれかに該当する被害者等
・家事・育児の担い手であった被害者で、犯罪により家事・育児を行うことが困難である
・被害者の介助のために家族が家事・育児を行えない
・通院や出頭のため家事や育児が行えない

<派遣時間>
原則として午前9時から午後5時の間で
・家事支援は1日3時間以内
・育児支援は1日2時間以上一時間単位で8時間以内

<利用料>
所得により一部負担あり。

資金の貸付

犯罪などにより収入が絶たれたり、多額の治療費が必要になったりした場合に、応急に必要な資金をお貸しします。

<資 格>
・区内に住所を有し、警察署への被害届を出しているなど客観的に被害者であることが確認できる
・杉並区応急小口資金貸付条例施行規則で定める収入基準以下の方
・区内に3か月以上住んでいる方
・連帯保証人が立てられる方（10万円以内の場合は不要）

<貸付額>
30万円以内

<利 子>
無利子

<償 還>
6か月据え置き後、10万円以内は10か月以内に、10万円を超え20万円以内は20か月以内に、20万円を超え30万円以内は30か月以内に償還。



笑顔ふたたび

出典：杉並区ホームページ

(<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=60&n2=1100&n3=1>)

Column

91